「令和5年度 第1回 自動車運送事業に係る視野障害対策ワーキンググループ」 議事概要

日 時 : 令和5年8月4日(金) 18:00~20:00

場 所 : 中央合同庁舎3号館8F第一会議室(対面・WEB併用)

出席者 : 酒井座長、岩瀬委員、大西委員、國松委員、田中委員、松本委員、吉村委員 国土交通省 自動車局安全政策課

議事次第に沿って、事務局からの資料の説明後、質疑応答や意見交換が行われた。主な内容は 以下の通り。

議題(1)令和4年度眼科検診普及に向けたモデル事業の結果について

- 検診者のうち、「異常所見の疑いあり」と診断され、今は運転に支障がないと判断されている場合でも、視野障害を来す可能性のある疾患の早期発見ができたことが重要。放置すれば問題になるが、眼科検診を受けることで遅滞なく疾患を発見し早期治療することは運転寿命の延伸に寄与する。
- 令和4年度調査の結果として、視野障害を来す可能性のある運転者が一定数発見されたことは重要であり、本事業の目的である「運転寿命延伸を目指すこと」に直結するデータが得られたことは一定の成果である。この結果を事業者、運転者に如何にフィードバックするかが今年度の課題であり、重要なカギである。
- (令和4年度では、事前に全国の眼科医宛てに「客観的な記録を残すため、可能な限り判定 の参考に無散瞳眼底カメラ撮影をお願いする」と協力をよびかけた成果として) スクリーニン グ検査に眼底検査 (カメラ撮影) を取り入れることで、網膜疾患の発見率が上昇した。
- 年齢が上がるほど視野障害を発症するリスクも上昇するため、運転者の高齢化が進む各モードの事業者に対しては「視野障害対策マニュアル」を通じてスクリーニング検査の重要性を周知していくことが必要。
- スクリーニング検査の結果、「異常所見の疑いあり(精密検査が必要)」とされた運転者に対し、事業者側が精密検査の受診を促す必要があるものの、専門用語が多いこともあり、ハードルが高くなっていると思われる。
- 視野障害が原因で事故が起きたかどうかを明確に断ずることは難しいが、過去の裁判事例から、視野障害を罹患している運転者が対物事故を繰り返し、最終的に対人死亡事故を引き起こした事例があったことから、複数回事故を起こしている運転者は眼科検診を受けることを推奨してほしい。

議題(2)令和5年度眼科検診普及に向けたモデル事業の進め方について

○ 「異常所見の疑いあり(精密検査が必要)」の中でも医師のコメントを確認すると緊急性の 高い検診者も含まれていたことから、今年度は「直ちに精密検査を受診する必要がある」「3 か月以内に精密検査を受診する必要がある」等精密検査を受ける期間に焦点を当てた分類に変 更してはどうか。

- 既往歴に脳血管疾患の記載がある検診者に対しては、精密検査で視野検査を必ず実施すべき であると明記してはどうか。
- 眼科検診を受診させる優先順位について、高年齢者、事故惹起者(対物事故を含む)、法令 違反者、強度の近視、家族歴等の危険因子が挙げられる。危険因子等を示した一覧表のような ものがあれば事業者側としても対象者を選定しやすく、また運転者も自主的に検査を受けるよ うになる可能性がある。
- 視野障害とは、罹患したら必ず運転できなくなる疾患ではなく、早期発見・治療することで 運転寿命を全うできる可能性が高まる一方、症状を放置すれば取り返しのつかない事態に陥る こともあるということを、如何に事業者、運転者に理解していただくかが今年度の課題である。
- 眼科検診の今後の運用に関し、現時点においても時間的制約や人手不足の影響がある。さら に2024年問題により受診の時間が確保できないことが想定される。今回はモデル事業の中で検診の重要性を理解いただいているが、受診のしやすさについては今後の課題である。
- 定期健康診断・人間ドックで眼底、眼圧検査を実施しているケースもあるが、眼底検査の結果の判定を、内科医ではなく、眼科医が実施しているかどうかが重要。眼科医でしか判定できない所見もある。今後、健診にシフトしても良いが、眼科医が眼底写真を見ていないケースがあるという事も注意が必要。
- 令和5年度のモデル事業の結果を踏まえて発展させることが重要。
- 視野障害スクリーニング検査の重要性が本事業を通じて、高齢化の進む日本国民全体にも波及することを期待する。